

企業会計基準委員会御中

2006年6月30日
みずほ証券株式会社

実務対応報告公開草案第24号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント

先般公表されました掲題公開草案に対しまして、弊社の意見並びに要望を以下の通り提出させていただきます。

本公開草案の位置付けに対する意見

■位置付け

- 「投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれるか否かの判定をすべき対象であることは連結原則等において明らかであり、本実務対応報告は、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用について、原則として実務上の取扱いをより明確にするものである」とされているが、業務執行権がない場合においても出資のみによって連結される場合等、従来の実質支配力基準において連結されなかったものが新たに連結対象となることが予想される点で、新たな基準の導入と考える方が妥当と思われる。

■投資事業組合問題への対応方法について

- 本実務対応報告の背景には、「近時、投資事業組合に係る不適切な会計処理が指摘されていることが挙げられているが、投資事業組合の問題については、短期的な対応を急ぎ過ぎず、十分な整理・検討を加えた上で基準を変更すべきと考える。
- 例えば、本来は性質が異なるべき民法上の任意組合や投資事業有限責任組合と、商法上の匿名組合等が同一基準で取りまとめられることとなり、実務対応報告であるにもかかわらず具体性を欠き、実務上の取扱いがわかりにくくなっている点等は事前に解決しておくべきと思われる。また、今般の実務対応報告に沿って適切な会計処理に変更したつもりであっても、近い将来に投資事業目的以外の他の特別目的会社や会社に準ずる事業体の取扱いが明らかにされることで再度変更を強いられるといった混乱は回避すべきと考える。
- 一方、これに対して直ちに新しい基準を導入することによるメリットは明確ではない、

本実務対応報告に従えば、投資事業に対する関与が実質的には限定的であっても連結される場合が想定されるが、利害関係者の判断の上でも必ずしも有益な情報とはならないと考えられる。これらのことも踏まえると、近時指摘されている投資事業組合の問題に対しては、会計上の影響度が大きい連結範囲の拡大により行うのではなく、まずは比較的影響度が小さい開示強化等の方法により対応し、他の特別目的会社の取扱いと合わせて十分な整理・検討を行った上で基準の改定を行うことが適当ではないかと考える。

■支配力基準の過大解釈の防止について

- 本実務対応報告では、従来の解釈では連結対象とならなかった投資事業組合を新たに連結することが企図され、支配力基準を過度に拡大解釈しているように見受けられる面がある。あたかも、会計基準があつてそれに則した会計処理が行われるのではなく、ある会計処理を前提としてそのための基準が作成されているような印象を与えかねない。実態として支配が認められる場合には適切に連結することが必要であるが、いたずらに支配力基準を拡大解釈すべきでないことを本実務対応報告でも明らかにしておくべきと思われる。
- 例えば、業務執行権が全くないにもかかわらず連結するという考え方は、支配力の概念と矛盾していると思われる。あるいは、過半では意思決定できない投資事業組合においては、業務執行権の割合が過半であっても支配できないことも考慮されていない。また、業務執行範囲が制限されている投資事業組合においては、業務執行権の実態的な支配力は大きいとはいえない。にもかかわらず、こうした場合でも、参加者の中で相対的に関係が深いというだけで誰かの子会社（または関連会社）とすることは、支配力基準の過大解釈であり、利害関係者の判断の上でも有益であるとは思われない。

■匿名組合の取扱いについて

- 本実務対応報告では、商法上の匿名組合も含まれるものとされているが、投資事業有限責任組合や民法上の任意組合とは法的な性格が異なっており、同一の基準を適用することは適切とは思われない。匿名組合については異なる取扱いがあることを明確化し、各項目においても、匿名組合の場合の取扱い方法を具体的に記述することが必要と思われる。
- 例えば、匿名組合が法的に有効に成立している場合には、匿名組合員の業務執行権は限定的とならざるを得ない。こうした場合は、匿名組合員の出資比率が高いことだけをもって匿名組合員の子会社と推定する規定（Q1のAの3①）は適当ではないと考えられる。（この論法からすると、投資信託法に基づく投資信託や投資法人における受益者や投資主も連結する必要が生じることになる。）
- また、仮に匿名組合員も一定の業務執行権を有すると考える場合であっても、匿名組合は営業者と各匿名組合員との個別の契約に基づくものであり、匿名組合員間の関係は同

一のものとは限らない。この場合の業務執行権の保有割合の推定は、民法上の任意組合等のように、単に出資割合で判断できるものではないと考えられる。

本公開草案の内容に対する意見・要望

■本実務対応報告のスコープについて

- 本実務対応報告における「投資事業」の定義をより具体的に記述すべきと考える。一般に「ファンド」と呼ばれるものを「投資事業」と捉える見方があるが、例えば、所謂「ファンド」と呼ばれるもののうち、資産流動化法に基づく特定目的会社や、投資信託法に基づく投資信託・投資法人等は本実務対応報告の「投資事業組合」には含まれないことを確認させていただきたい。
- なお、仮に、本実務対応報告の対象範囲に資産流動化・証券化の特定目的会社その他の類似した事業体が含まれるのであれば、財務諸表等規則第8条第7項により出資者等の子会社に該当しないものと推定する場合の基準の見直しと合わせて整理すべきであり、本実務対応報告のみを先行適用することは回避すべきと思われる。

■議決権に基づき判断する場合

- 投資事業組合については「議決権に代えて、基本的には業務執行権によって、当該投資事業組合に対する支配力を判断することが適当である」とされているが、どのような場合に議決権で判断されることがありうるのかを具体的に例示していただきたい。
- 例えば、匿名組合の営業者等（投資事業有限責任組合の無限責任組合員、任意組合の業務執行組合員等を含み、以下、「営業者等」という。）の出資者に実態がある場合は、営業者等の出資者の出資割合を元に判断することを確認させていただきたい。
- 一方、営業者等の出資者が中間法人等の形式的かつ非営利の事業体である場合等で営業者等に対する議決権では支配力が判定できない場合については、取締役会や投資委員会のような営業者等の実質的な意思決定機関における投票権等の業務執行権に基づき判断されることを確認させていただきたい。

■業務執行権の定義

- どのようなものを「業務執行権」とみなすのか、単なる日常の管理業務（常務）との境界線を具体的に例示していただきたい。
- 例えば、形式的かつ非営利の事業体の場合で、営業者等が通常の業務執行をアセットマネージャー等に業務委託している場合、当該アセットマネージャー等が業務執行権を有しているとみなすのかを明確化していただきたい。またこの場合に、アセットマネージャー等自身が出資等で損益を負担しているか、アセットマネージャー等の業務執行の内

容が限定されているか、営業者等にアセットマネージャー等を解約する権利があるか、営業者等が拒否権を持っているか、等の条件によって取扱いが異なることも想定される。どのような（どの程度の）関与があれば業務執行権を有するとみなすのかを具体的に例示していただきたい。

- 類似の例として、アセットマネージャー等の助言に基づき営業者等が業務執行を行っている場合についても、アセットマネージャー等と営業者等のいずれに業務執行権があるかとみなすのか、営業者等の投資委員会のような意思決定機関で助言の採択可否を実質的に判断できる場合に異なるか、等について具体的に解説していただきたい。
- 同様に、匿名組合員等（投資事業有限責任組合の有限責任組合員、民法上の任意組合の業務執行組合員以外の組合員等を含み、以下、「匿名組合員等」という。）や融資の貸し手が重要な意思決定について拒否権・承認権を持っている場合についても、どのような（どの程度の）拒否権・承認権を保有していれば業務執行権に該当するか等について具体的に例示していただきたい。

■業務執行権割合の算定

- 業務執行権と解釈される要素が複数存在する場合において、業務執行権の割合はどのように算定されるのかを具体的に例示していただきたい。特に、要素間において優先順位がある場合には、どの要素を重視すべきか、基準を具体的に示していただきたい。
- 例えば、通常の業務執行はアセットマネージャー等の助言に基づき、営業者等の投資委員会の過半数で採択した上で業務執行を行うこととしているが、重要な資産の売却については融資の貸し手全員の同意を必要とし、アセットマネージャー等の解任・選任には匿名組合員等の2/3以上の承認を得ることとしているような場合、アセットマネージャー等、投資委員会、融資の貸し手、匿名組合員等について、誰に業務執行権をどのくらいの割合で認定するのかがわかるように例示していただきたい。
- Q1のAの3の①の「業務執行権の過半の割合を有する者が独立して財務及び営業又は事業の方針決定をしていることを除き、」とは、具体的にどのような場合をいうのか例示していただきたい。

■緊密な者の定義について

- Q1のAの2の(2)①において、「さらに、緊密な者には、これまで自己と関係がない場合でも、自己と投資事業組合、緊密な者に該当すると考えられる者との関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の業務執行権を行使すると認められる者を含」むとされているが、一般的な緊密な者の定義よりも拡大されているように見受けられる。緊密な者の解釈については、監査委員会報告第60号等を踏まえた従来からの取扱いと何ら変わらないことを確認させていただきたい。
- また、緊密な者の例示として「出資者である会社の役員若しくは使用人」「であった者」

との記載があるが、斯業界における近時の人材の流動性に鑑みれば退任・退職者については少なくとも「自己が影響を与えることができる者」という限定を付すべきと考える。

- 例えば、Q 1 の A の 3 ①における「出資額（又は資金調達額）の総額の半分を超える多くの額を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の半分を超える多くの額を享受又は負担する場合等には、（中略）業務執行権の過半の割合を有する者は当該出資者の緊密な者に該当する」という推定は、緊密な者の拡大解釈により導かれていると考えられる。あくまで実態を踏まえて緊密な者に該当するか否かを判断するものであり、形式的に出資額が多いことだけで連結するものでないことを明確化していただきたい。
- また、アセットマネージャー等や、営業者等の取締役会や投資委員会に参加する弁護士・会計士等が業務執行権を有すると判断されたときであっても、（特定の出資者等の意思を反映するのではなく）一般的な出資者等全員のために業務を行うと考えられる場合については、特定の出資者等の緊密な者には該当しないことを明確化していただきたい。

■影響力基準（Q 6）について

- 支配力基準とは異なり、出資者が投資事業組合の業務執行権の 100 分の 15 以上（緊密な者及び同意している者と合わせた場合は 100 分の 20 以上）を有していない場合には、関連会社に該当する場合がないことを確認させていただきたい。
- Q 6 の A の 2（2）③における「重要な投資育成や再生支援等、営業上又は事業上の取引」の具体例を示していただきたい。例えば、投資先への役員派遣や助言契約等がある場合が含まれるのか、その場合どの程度の関与があれば重要とみなされるのかを明確化していただきたい。また、親会社・子会社（または系列会社）に該当する銀行等が通常の業務の一環として融資を行っている場合も含まれるのかも明らかにしていただきたい。
- Q 6 の A の 2（2）④における「当該投資事業組合の組成への関与を通じて、その後も重要な影響を与えている場合」の具体例を示していただきたい。例えば、組合の組成時にアドバイザーとして組合の業務執行規約等の内容を助言した場合や、流動化案件の出口戦略として資産売却やリファイナンスの時点で再度フィナンシャル・アドバイザーに就任することが予定されている場合等については該当しないことを確認させていただきたい。また、出資者等が通常の契約条件で不動産物件のマスターレシーとなるような場合が含まれるのかについても明らかにしていただきたい。

■その他用語の定義について

- 数量基準として使われている「概ね」「多くの額」「大部分」等について、できる限り具体的に記述していただきたい。
- 匿名組合における「当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）」の算定において、匿名組合出資（営業者の預り金）は含まないことを確認させていただきたい。

- 「当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失」には、利益又は損失に連動する融資の利息や業務委託手数料が含まれるのかを明確にしていきたい。(米国会計基準の FIN46R における Variable Interest と同様の考え方であるかを確認させていただきたい。)

以上